

地域まちづくりの
まめほん 
イベント [行政手続き] 編





Chapter 1	はじめに	4
Chapter 2	CASE STUDY	5
	CASE1 道路・公園を利用したステージありマルシェ	5
	CASE2 河川敷地を利用したナイトマーケット	6
	CASE3 市の施設を利用したシンポジウム・講演会・展示会	7
	CASE4 民地内の開放されている空地を利用したマルシェ	8
Chapter 3	各種制度・手続き	9
	制度・手続き一覧	9
	公園	10
	道路	11
	河川（堀川）	12
	市の施設	13
	民地内の開放された空地	16
	食品	18
	防火	19
	ごみ	20
	屋外広告物	21
	コラム [イベントロードマップ]	22

はじめに

□ Purpose / 目的

地域まちづくりイベントを行う際に 必要な行政手続きをご案内します。

地域まちづくりの一環としてイベントを行うことも多いかと思えます。イベントを行う場合、行政には様々な制度・手続きがありますので、本パンフレットでは主な制度・手続きの概要をご案内します。地域のために「やりたいこと」を実現するためのヒントになればと思います。

イベントの性質、地域の実情等によっては、本パンフレットの記載とは異なる対応場合があります。
制度・手続きの詳細は各担当部署・管轄する警察署にお尋ねください。



□ Target / 対象

地域のまちづくり団体

(地域の活性化等を目的として活動している任意団体)

本パンフレットでは、地域のまちづくり団体がイベントを行う場合を想定してまとめています。町内会等の地域団体や企業などでは対応が異なる場合がありますのでご留意下さい。



□ Mindset / 心構え

行政は拒むつもりはありませんので、あきらめずに 歩み寄れる点を見つけられるよう相談してください。

手続き等で行政に相談に行くといろいろ言われてイヤになってしまうこともあるかもしれませんが、行政は決して皆さんの活動を拒むつもりはありません。他の市民の皆さんのことも含めて、安全安心を守り、トラブルが起きないようにと思い、お話させてもらっています。みなさんのやりたいことがより良くなるために必要なステップだと思ってあきらめずに歩み寄りそうな点を見つけられるよう相談してみてください。

CASE1 道路・公園を利用したステージありマルシェ

□ Image / イメージ



公園・道路を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

公園 | 都市公園内行為許可

道路 | 道路使用許可

ステージを開催したい

利用が想定される制度・手続き等

防火 | 催物開催届

イベントの看板を出したい

利用が想定される制度・手続き等

広告物 | 屋外広告物許可・届出

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

食品 | イベント等の実施計画届

食品 | 営業許可

食品 | 食品衛生責任者

防火 | 露店等の開設届

ごみ | 事業系ごみ

□ Point / 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか
- 騒音等の問題につながらないか
- 実施後、ゴミ等が残らないか
- 危機管理体制はできているか
- にぎわいづくりにつながっているか
(企業等の宣伝が主目的になっていないか)
- 交通等に支障ないか など

CASE2 河川敷地を利用したナイトマーケット

Image / イメージ



河川を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

河川 (堀川)	堀川納屋橋地区 イベント使用申請書
------------	----------------------

イベントの看板を出したい

利用が想定される制度・手続き等

広告物	屋外広告物許可・届出
-----	------------

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

食品	イベント等の実施計画届
----	-------------

食品	営業許可
----	------

食品	食品衛生責任者
----	---------

防火	露店等の開設届
----	---------

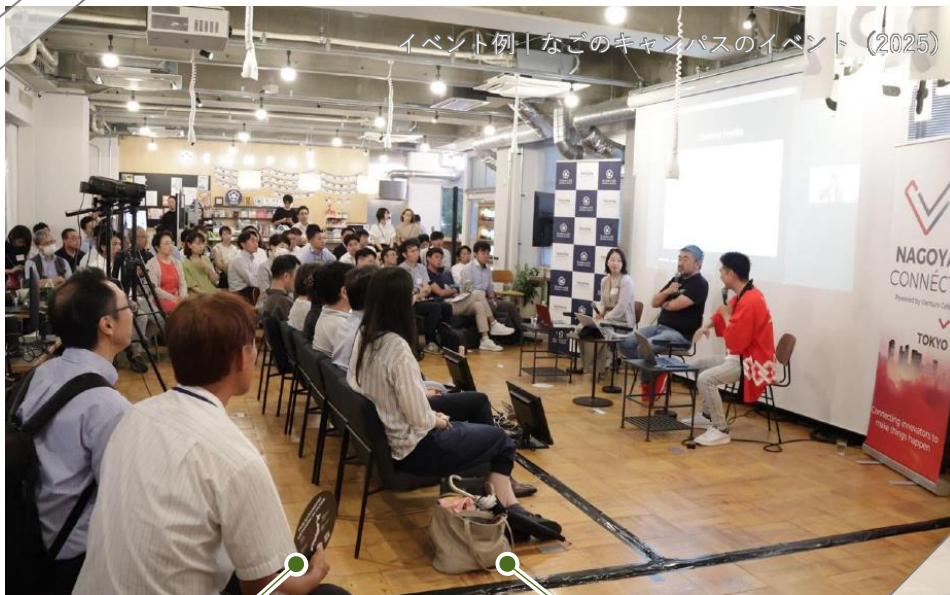
ごみ	事業系ごみ
----	-------

Point / 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか
- 騒音等の問題につながらないか
- 実施後、ゴミ等が残らないか
- 危機管理体制はできているか
- 河川の機能（流水など）に支障がないかなど

CASE3 市の施設を利用したシンポジウム・講演会・展示会

Image / イメージ



イベント例 | などのキャンパスのイベント (2025)

市の施設を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

施設 | 施設利用申込

イベントの看板を出したい

利用が想定される制度・手続き等

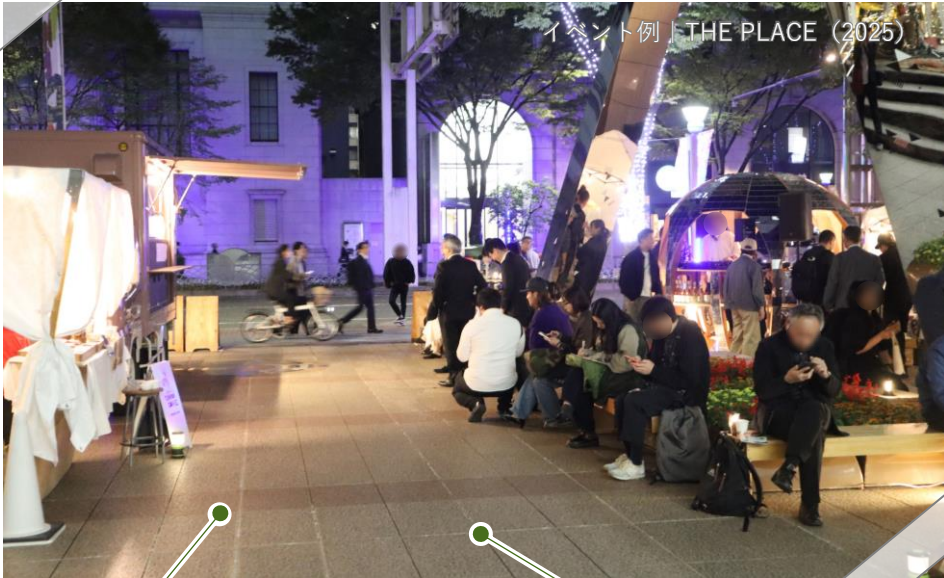
広告物 | 屋外広告物許可・届出

Point / 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか
- 騒音等の問題につながらないか
- 実施後、ゴミ等が残らないか
- 危機管理体制はできているか
- 施設の利用ルールを守れているか
- など

CASE4 民地内の開放されている空地を利用したマルシェ

Image / イメージ



民地内の開放されている 空地を利用したい

利用が想定される制度・手続き等

都心まちづくり課へ
ご相談ください
(行政手続きが必要な場合があります)

軽食を提供したい

利用が想定される制度・手続き等

食 品 | イベント等の実施計画届

食 品 | 営業許可

食 品 | 食品衛生責任者

防 火 | 露店等の開設届

ご み | 事業系ごみ

Point / 実現に向けたポイント

- 周辺等への十分な周知はできているか
- 実施後、ゴミ等が残らないか
- 騒音等の問題につながらないか
- 危機管理体制はできているか
- など

制度・手続き一覧

□ Place / 場所についての制度等

類別	制度名・手続き名	事前相談時期目安	使用料目安
公園	都市公園内行為許可	3か月前までに	32円/㎡・日
道路	道路使用許可	3か月前までに	2,500円/回
河川（堀川）	堀川納屋橋地区 イベント使用申請書	1か月前までに	区域による
	堀川尾頭橋地区 イベント使用申請書	1か月前までに	3,900円/日
市の施設	施設利用申込	施設による	施設による
	民地内の開放されている空地 Nagoまちスペース (運営計画・運営報告)	3か月前までに	—
民地	民地内の開放されている空地 公開空地 一時使用承認申請書	3か月前までに	—
	民地内の開放されている空地 有効空地 (届出)	3か月前までに	—

※事前相談時期と使用料は使用する場所や使用内容等によって異なります。詳細は各手続き問合せ先にお問合わせください。
※（ ）の手續きは、所有者・維持管理責任者等が行政に行う手續きです。

□ Activity / 活動内容によって必要となる制度等

類別	制度名・手続き名	事前相談時期目安	手数料目安
食品	イベント等の実施計画届	1か月前までに	—
	営業許可	1か月前までに	業種による
	露店営業許可	1か月前までに	4000円/5年間
	臨時営業許可	1か月前までに	4000円/回
	食品衛生責任者	1か月前までに	6000円～ (養成講習会)
防火	催物開催届	1か月前までに	—
	露店等の開設届	1か月前までに	—
ごみ	事業系ごみ等	1か月前までに	—
広告物	屋外広告物許可・届出	1か月前までに	種類による

※事前相談時期と手数料は実施内容等によって異なります。詳細は各手続き問合せ先にお問合わせください。

公園

都市公園内行為許可

場所についての制度等

Summary / 概要

- 公園は誰でも自由に利用できる施設です。利用者同士でゆずりあって利用しましょう。
- イベントを開催する時は、「都市公園内行為許可」が必要です。まずは各区の土木事務所にご相談ください。

Point / 気を付けたいポイント

- 公園でできることなどヒントが詰まった一冊「身近な公園のてびき」をご覧ください。

身近な公園のてびき

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/douro/1014896/1014905.html>

- イベント企画時から土木事務所と相談するとスムーズです。
- 他の利用者や近隣住民に迷惑にならないよう気をつけましょう。地域で情報の共有をすることが大切です。



Process / こんな場合に必要な手続きは？

pattern

1

公園の一部または全部を独占して
イベントなどを行う場合



「都市公園内行為許可」
が必要

- 使用料・許可条件 … 利用を希望する内容によって異なります。公園がある区の土木事務所などに相談の上、許可の申請を行ってください。（許可できない場合もあります）
- マルシェや飲食イベントの条件 … 誰でも参加できること、主催者が多数の出店者を募って開催すること、企業・商品等の宣伝が主目的ではないこと、など

詳しくはこちら

行為許可

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/douro/1014853/1014872/1014877.html>

公園の利用について

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/douro/1014853/1014872/index.html>

Contact / 問い合わせ

- 土木事務所 TEL

千種	052-781-5211	中	052-261-6641	港	052-661-1581
東	052-935-8846	昭和	052-751-5128	南	052-612-3211
北	052-911-8165	瑞穂	052-831-6161	守山	052-793-8531
西	052-522-8381	熱田	052-881-7017	緑	052-625-4940
中村	052-481-7191	中川	052-361-7581	名東	052-703-1300
				天白	052-803-6644
- 緑政土木局 緑地利活用課 TEL 052-972-2489 <もっと地域で公園を活用するための相談>

道路

 道路使用許可

場所についての制度等

Summary / 概要

- 道路は本来「人、車両の通行」のためのものです。
- 道路本来の機能を阻害しない範囲で、道路使用許可を得ることで、本来の目的以外で道路の使用することができます。（申請内容によっては不許可となる場合もあります）

Point / 気を付けたいポイント

- 使用許可 … “使用”とは、本来の目的以外で“使うこと”で、イベント等で使う場合などに必要な許可です。
- 一般的な道路以外にも、道路交通法がかかっており使用許可が必要な場所があります。詳しくは管轄する警察署へお問い合わせください。
- 道路におけるイベント等は、交通管理上の調整が必要となるため、十分な時間的余裕をもって事前相談をしてください。

Process / こんな場合に必要な手続きは？

pattern
1

一時的なイベントなどを
道路で行う場合



「道路使用許可」が必要

- 手数料 … 2,500円です。
- 窓口 … 使用する場所・道路を管轄する「警察署」です。

詳しくはこちら

道路使用許可とは

<https://www.pref.aichi.jp/police/shinsei/koutsu/ko-kisei/douroshiyou.html>

Contact / 問い合わせ

- 警察署 TEL

千種	052-753-0110	中	052-241-0110	港	052-661-0110
東	052-936-0110	昭和	052-852-0110	南	052-822-0110
北	052-981-0110	瑞穂	052-842-0110	守山	052-798-0110
西	052-531-0110	熱田	052-671-0110	緑	052-621-0110
中村	052-452-0110	中川	052-354-0110	名東	052-778-0110
				天白	052-802-0110
- 愛知県警察本部 TEL 052-951-1611

河川 (堀川)

 堀川納屋橋地区イベント使用申請書 堀川尾頭橋地区イベント使用申請書

場所についての制度等

Summary / 概要

- 河川敷地は、洪水による被害を除却・軽減させるためのもので、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で誰もが利用できる施設です。
- 特定の人が一定の目的で川や河川敷地を独占的に使用する場合は、河川管理者の許可が必要です。
- 庄内川水系一級河川の堀川では、納屋橋地区および尾頭橋地区において、河川占用の特例制度を活用し、イベント等の営業活動を実施することができます。
(申請によっては不許可となる場合もあります)

Point / 気を付けたいポイント

- 堀川のうち納屋橋地区や尾頭橋地区では、イベント等の営業活動が可能な区域を特別に設けています。
- 堀川の納屋橋地区や尾頭橋地区では許可となるイベントが、他の河川では不許可となる場合もあります。
- 河川によっては、国や愛知県が管理している場合がありますので、以下のリンクをご覧ください。

 名古屋市内を流れる河川の管理<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/douro/1014773/1014794/1014800.html>

Process / こんな場合に必要な手続きは？

pattern
1堀川の納屋橋地区で
イベントを行う場合

「堀川納屋橋地区イベント使用申請書」が必要

- 使用料・使用許可…利用を希望する場所や内容によって異なります。

詳しくはこちら

 堀川納屋橋地区水辺活用推進事業<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/douro/1014806/1034765/1014846.html>

Contact / 問い合わせ

- 緑政土木局 河川管理課 TEL 052-972-2882
- 緑政土木局 河川計画課 TEL 052-972-2891

市の施設

□施設利用申込

場所についての制度等

□ Summary / 概要

- 市の施設には、イベント等で利用できる貸しスペースがある施設があります。
- それぞれ利用方法、使用料などがありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

□ facility / どんな施設があるの？



名古屋都市センター

中区

問合せは
こちら TEL 052-678-2212



なごのキャンパス

区別

詳しくは
こちら <https://nagono-campus.jp/>



各区の文化小劇場

区別

詳しくは
こちら <https://www.bunka758.or.jp/>



各区の区役所講堂

各区

詳しくは
こちら <https://www.city.nagoya.jp/shisei/gaiyou/1015754/1015781/1011644.html>



各区の生涯学習センター

各区

詳しくは
こちら <https://www.suisin.city.nagoya.jp/>



アマノ芸術創造センター

区別

詳しくは
こちら <https://www.bunka758.or.jp/facility/geijutsusouzou/>



名古屋能楽堂

中区

詳しくは
こちら <https://www.bunka758.or.jp/facility/nougakudo/>



名古屋市のスポーツ施設

各区

詳しくは
こちら <https://www.net.city.nagoya.jp/sporec/>



名古屋国際センター

中社区

詳しくは
こちら <https://www.nic-nagoya.or.jp/japanese/facility/>



名古屋城

中区

詳しくはこちら <https://www.nagoya.city.nagoya.jp/info/rental/>



名古屋市美術館

中区

詳しくはこちら <https://art-museum.city.nagoya.jp/guide/rental/>



日本特殊陶業市民会館

中区

詳しくはこちら <https://nagoya-shimin.hall-info.jp/kaikan/index.html>



岡谷鋼機名古屋公会堂

昭和区

詳しくはこちら <https://nagoyashi-kokaido.hall-info.jp/>



名古屋市短歌会館

中区

詳しくはこちら <https://www.homex.jp/tanka/index.html#Facility>



青少年文化センター
(アートピア)

中区

詳しくはこちら <https://www.bunka758.or.jp/facility/seishonen/>



名古屋市女性会館
(イーブルなごや)

中区

詳しくはこちら <https://e-able-nagoya.jp/>



文化のみち二葉館
(旧川上貞奴邸)

東区

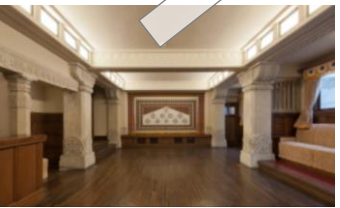
詳しくはこちら <https://www.futabakan.jp/>



文化のみち榎木館

東区

詳しくはこちら <https://shumokukan.jp/>



揚輝荘

千種区

詳しくはこちら <https://yokiso.com/>



名古屋市市政資料館

東区

詳しくはこちら <https://www.city.nagoya.jp/kankou/rekishi/1004614/index.html>



東山荘

瑞穂区

詳しくはこちら <https://www.bunka758.or.jp/facility/touzan/anso/#ttl05>



市民ギャラリー矢田

区
東

詳しくは
こちら

<https://www.bunka758.or.jp/facility/yada/>



市民ギャラリー栄

区
中

詳しくは
こちら

<https://www.bunka758.or.jp/facility/sakae/>



ナディアパーク

区
中

詳しくは
こちら

<https://www.nadyapark.jp/>



PALET.NUパレット・ニュー

区
飛

詳しくは
こちら

<https://www.paletnu.org/>



民地内の開放されている空地

Nagoまちスペース / 公開空地 / 有効空地 等

場所についての制度等

□ Summary / 概要

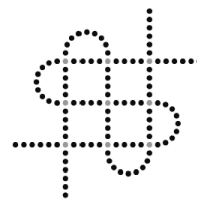
- 民地内の開放されている空地とは、総合設計制度や都市計画制度等により建築物の敷地内に整備された、「市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間」です。
- 民地内の開放されている空地には、「Nagoまちスペース」「公開空地」「有効空地」等があります。
- 民地内の開放されている空地は、維持管理責任者（所有者等）の承諾を得た上で、市の基準に適合したものであれば、イベント等を開催できる可能性があります。
- イベント等を検討したい方は、まずはお気軽に都心まちづくり課（052-972-2946）へご相談下さい。



空地のを見つけ方



▲ 「公開空地等」 標示板



Nago machi Space

▲ 「Nagoまちスペース」 ロゴ



□ Process / こんな場合に必要な手続きは？

flow

「Nagoまちスペース」「公開空地」「有効空地」の手続きの流れ

step 1 都心まちづくり課に相談

1

イベント等を検討している方で維持管理責任者等の連絡先がご不明な方など、まずはご相談ください。

step

2

維持管理責任者（所有者等）等に相談

step

3

行政手続きを行う

- 手続きを行う者…維持管理責任者（所有者等）、運営責任者（公開空地は、イベント主催者等も手続き可能）
- 使用例…イベント、コンサート、展示会、講演、祭りなど



名古屋インターシティ/Nagoまちスペース



電気文化会館/Nagoまちスペース



ナディアパーク/Nagoまちスペース



大名古屋ビルディング/Nagoまちスペース

Nagoまちスペース
(運営計画・運営報告)

<https://www.city.nagoya.jp/shisei/keikaku/1009818/1009819/1009820.html>

公開空地
(公開空地等一時使用承認申請書)

<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1018015/1018021/1018056/1018066/1034587.html>

□ contact / 問い合わせ

問合せ窓口

- 住宅都市局 都心まちづくり課 TEL 052-972-2946

制度所管課

- 住宅都市局 建築指導課 TEL 052-972-2918
- 住宅都市局 都市計画課 TEL 052-972-2713

食品

イベント等の実施計画届
 食品衛生責任者

営業許可

活動内容によって
必要となる制度等

Summary / 概要

- たくさんの人々に食品を提供する場合は安全を確保する責任があります。
- 衛生面に気を付け、安全に楽しくイベントを行ってください。
- 食品を提供する場合は各区の保健センターへご相談の上、許可・届出が必要です。

Process / こんな場合に必要な手続きは？

- イベントの内容や取り扱う食品の種類によっては、「イベント等の実施計画届」や「営業許可」の申請、「食品衛生責任者」の講習会の申込みが必要な場合があります。
- 営業許可の種類によって必要な設備の基準が異なります。
- **まずは、1か月前までにイベントが開催される区の保健センターにご相談ください。**

参考

イベント等の実施計画届

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1014927/1015056/1015059/1015062.html>

営業許可

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1014927/1015056/1015059/1015064.html>

食品衛生責任者とは

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/eisei/1014927/1015056/1015080/1015081.html>

Contact / 問い合わせ

● 保健センター TEL

千種	052-753-1971	中	052-265-2257	港	052-651-6486
東	052-934-1212	昭和	052-735-3959	南	052-614-2865
北	052-917-6547	瑞穂	052-837-3253	守山	052-796-4617
西	052-523-4612	熱田	052-683-9678	緑	052-891-3632
中村	052-433-3036	中川	052-363-4457	名東	052-778-3107
				天白	052-807-3907

- 健康福祉局 食品衛生課 TEL 052-972-2646

防火

 催物開催届

 露店等の開設届

 活動内容によって
必要となる制度等

Summary / 概要

- 安全にイベントを行うため、多くの人が集まるもの、火気を使用するものについては、事前に各区の消防署に相談、届出をお願いします。

Process / こんな場合に必要な手続きは？

pattern

1

 劇場等以外の場所において演劇、映画
その他の催物を開催する場合


「催物開催届」が必要

- 催物開催届 … ステージを設けて客席があるようなものも必要となります。

詳しくはこちら

 催物開催届

<https://www.city.nagoya.jp/bousai/shoubou/1013208/1011202/1011392/1011407.html>

pattern

2

 お祭り・イベントなど不特定多数の
人が集まる催しで、対象火気器具等
を扱う露店等を開設する場合


「露店等の開設届」が必要

- 業務用消火器…露店等ごとに1本以上の設置が必要です。
(住宅用消火器、水バケツ、エアゾール式の簡易消火用具は認められません)
- 対象火気器具等…気体燃料 (LPガス等) ・液体燃料 (灯油、ガソリン等) ・
固体燃料 (炭等) を使用する器具 / 電気を熱源とする器具
- 「催物開設届」を出す場合は、「露店等の開設届」は不要です。
- 催しは屋内・屋外問わず対象となります。

- ▶ 一口コンロ
- ▶ グリドル
- ▶ BBQコンロ
- ▶ ホットプレート
- ▶ 発動発電機
- ▶ 石油ストーブ
など

詳しくはこちら

 露店等の開設届

<https://www.city.nagoya.jp/bousai/shoubou/1013208/1011202/1011392/1011393.html>

※上記の届出に加え、イベントの内容によっては別途届出が必要となる場合があります。
イベントを実施される地域を管轄する消防署へ事前にご確認をお願いします。

Contact / 問い合わせ

- 消防署 TEL

千種	052-764-0119	中	052-231-0119	港	052-661-0119
東	052-935-0119	昭和	052-841-0119	南	052-825-0119
北	052-981-0119	瑞穂	052-852-0119	守山	052-791-0119
西	052-521-0119	熱田	052-671-0119	緑	052-896-0119
中村	052-481-0119	中川	052-363-0119	名東	052-703-0119
				天白	052-801-0119
- 消防局 予防課 TEL 052-972-3542

ごみ

□事業系ごみ

活動内容によって
必要となる制度等

□ Summary / 概要

- イベントのごみは、「事業系ごみ」やその他のごみとして処理する場合があります。
- イベントのごみを適切に処理し、気持ちよくイベントを実施してください。
- 分別、資源化等を行うことによりごみの減量にも努めてください。

□ process / こんな場合に必要な手続きは？

pattern

1

販売を伴うイベントのごみ



「事業系ごみ」

- 事業活動（イベント）からでるごみ…市は収集しません。（資源の一部を除く）
少量でも家庭ごみとして収集に出すことはできません。
- 「事業系ごみ」の出し方
 - ▶ 一般廃棄物…許可業者に処理を委託するか、自ら市の処理施設に搬入してください。
 - ▶ 産業廃棄物…産業廃棄物処理業者に委託する必要があります。
- 自己搬入の場合…搬入の前にごみが発生する区の環境事業所で受付をしてください。
- 許可業者等に委託している店舗等の事業系ごみと一緒に出すこともできます。

詳しくはこちら

□事業系ごみの出し方など

<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1025999/1026000/index.html>

pattern

2

販売を伴わないイベントのごみ

各区の環境事業所へ
ご相談ください

- イベントの性質によっては、市で収集することが可能な場合もあります。

□ Contact / 問い合わせ

● 環境事業所 TEL

千種	052-771-0424	中	052-251-1735	港	052-382-3575
東	052-723-5311	昭和	052-871-0504	南	052-614-6220
北	052-981-0421	瑞穂	052-882-5300	守山	052-798-3771
西	052-522-4126	熱田	052-671-2200	緑	052-891-0976
中村	052-481-5391	中川	052-361-7638	名東	052-773-3214
				天白	052-833-4031

● 環境局 資源循環推進課 TEL 052-972-2390

● 環境局 作業課 TEL 052-972-2394

広告物

□屋外広告物の許可、届出

活動内容によって
必要となる制度等

□ Summary / 概要

- 広告物はまちににぎわいを演出し見る人に楽しさを与えてくれる一方で、無秩序、無制限に氾濫するとまちの景観をそこない、広告物による事故も心配されます。
- まちの景観と調和した安全性の高い広告物にするため、屋外広告物に該当する場合は規格や許可、届出があります。

□ Point / 気を付けたいポイント

- 屋外広告物…継続して屋外で表示されるもの
常時又は一定の期間”継続”して屋外で公衆に表示されるものが屋外広告物です。文字や絵で表現された一定の観念、イメージを伝達するものが、屋外で公衆に”定着”して表示されたときから屋外広告物に該当し、内容が営利的な広告かどうかは問いません。また、デジタルサイネージ、プロジェクションマッピング等も屋外広告物に該当する場合があります。
- 屋外広告物に該当する場合は規制があります
屋外広告物に該当する場合は、掲出するための規格や許可、届出、手数料などが発生する可能性があります。詳しくは、ウォークابل・景観推進課までお問い合わせください。

□ Process / こんな場合に必要な手続きは？

- pattern 1** イベント等で1～3日程度
看板を置きたい **⇒** 屋外広告物の許可手続き不要
- 1～3日程度のイベント看板…「一定期間継続したもの」でも「定着したもの」でもなければ、屋外広告物に該当せず、許可手続きは不要です。
 - 道路や公園などに置く場合…各施設管理者へご相談ください。手続きが必要な場合もあります。

- pattern 2** イベント等で1～3日程度を
超えて看板を置きたい **⇒** ウォークابل・景観推進課へ
ご相談ください
- 1～3日程度を超えるのイベント看板…許可、届出、手数料などが発生する場合があります。

詳しくはこちら

□ 屋外広告物
<https://www.city.nagoya.jp/jigyuu/toshikeikaku/1017988/index.html>

□ contact / 問い合わせ

- 住宅都市局 ウォークابل・景観推進課 TEL 052-972-2735

COLUMN

イベントロードマップ [マルシェ編]

コラム

□ Event road map / イベントロードマップ [マルシェ編]

Step 最初に決めること！

1

- 開催目的の明確化
- 開催場所の選定
(公園・道路・河川・民有地 など)
- 規模 (出店数・来場者数) の設定
- 開催日時決定 (予備日も)
- 飲食の有無
- ステージ等の有無

Step 開催準備 (当日までに)

6

- 案内看板の作成
- 備品等の準備
- 当日のタイムスケジュール完成
- スタッフ体制の整備
- 雨天判断のルール確認
- 保険加入

Step 行政との事前相談 (3か月前程度)

2

- 各制度・手続きの窓口相談
- 使用可能エリアの確認
- 許可等の必要性確認
- 使用料・手数料の確認
- 電源・水場の利用可否
- 火気・仮設物のルール確認

Step 当日の運営

7

設営

- 出店者受付
- テント・什器確認
- 電源・発電機チェック
- 風雨対策
- 消火器設置 (必要時)
- ごみ箱設置

開催中

- ごみ・安全管理
- 来場者カウント
- トラブル対応
- アンケート等実施
- 記録写真

撤収

- ごみゼロ確認
- 原状回復
- 管理者と最終確認

事後

- 出店者へお礼
- 写真整理
- アンケート集計
- 管理者へ実施報告
- 改善点まとめ

Step 必要手続きの準備 (2か月前程度)

3

- 提出書類の作成
- 各制度・手続き窓口へ
提出書類内容の事前調整

Step 出店者等の募集 (2か月前程度)

4

- 募集要領の作成
- 利用規約作成
- 出店料の設定
- 電源使用申請の有無
- 出店配置図案の作成

Step 告知 (1~1.5か月前程度)

5

- SNS発信
- チラシ配布



City of NAGOYA

住宅都市局

ウォークブル・景観推進課

MAIL a2734@jutakutoshi.city.nagoya.lg.jp

TEL 052-972-2734